

地域産学連携支援委託事業の公募に関する質疑応答

1. 平成25年2月27日（水）

問1：応募要領の「7 企画提案の内容（事業企画書ほか）等」において、事業企画書と積算内訳を提出することとなっている。事業企画書は3カ年の計画を提出することを理解したが、積算内訳は平成25年度分のみを提出すればよいか。

回答：そのとおりでよい。

2. 平成25年3月19日（火）

問2：応募要領の、2. 事業内容／（3）具体的な事業項目／① 産学連携による研究計画作成支援業務／『イ. 農林漁業者や農林水産・食品分野以外で活動する民間企業等が必要としている技術的課題の収集』の業務の対象範囲はどのように解釈すればよいか。

回答：当該個所においては、「農林漁業者」や「農林水産・食品分野以外で活動する民間企業」等が必要としている技術的課題の収集、という業務を例示している。

なお、そもそも本事業では、2 事業内容／（1）概要 に示す業務を推進するため、①産学連携による研究計画作成支援業務、及び②産学連携による研究促進業務を行うこととしており、このうち①の業務の具体的な内容は、農林水産・食品分野の研究開発に関わるア〜クに示すような業務が想定され、その詳細は、各地域や機関の支援ニーズ及び受託者の事業計画に基づき、事務局と協議の上決定する、としております。

このため、ここで想定される業務に追加的要素を加えて事業計画を作成いただくことも可能です。

問3：プログラムオフィサーとの連携について、プログラムオフィサーの配置業務は別の事業であるため、具体的に実施可能な活動内容に制約があると考えるが、提案書中の記述はどのようにすればよいか

回答：研究課題の推進役であるプログラムオフィサー（PO）との連携については、PO側の業務内容等に応じて実現可能なことと、不可能なことがあると考えます。

今回の提案書には、御提案者が、POとコーディネーターの連携をどのように推進するよう業務を進めたいか、どのような連携が有効と考えるかなど、事業目的に従いどのような活動を実施可能か企画いただければ良いと考えます（もちろん、これ以上の創意工夫を記述することも排除致しません）。

3. 平成25年3月21日（木）

問4：セミナー開催数について、応募要領中に「年間計5回以上」とあるが、これは全国の各地域で5回（例えば北海道で5回以上、九州で5回以上）ということか、事業全体で5回以上ということか。

回答：事業全体で5回以上ということである。

（以上）